

論 説

法人に対する脅迫・強要罪の成否（一）

松 澤 伸

- 一 はじめに
- 二 判例の状況
- 三 学説の状況（以上、本号）
- 四 検討
- 五 おわりに

一 はじめに

法人に対して、脅迫罪及び強要罪は成立するか。これが本稿が取り扱う問題である。

脅迫罪について、刑法222条1項は、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」と定める。また、強要罪について、刑法223条1項は、「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する」と定める。条文解釈としては、ここでいう「人」に、自然人のみならず、法人も含まれるか、ということが問題となる。

従来、この問題については、重要論点であることは認識されてきたにもかかわらず、あまり詳細な議論が行われてこなかったといつてよい。一般的には、法人に対する脅迫罪の成立は、否定されるのが当然で、あえて詳

しく論じるまでもないととらえられてきたものといえよう(消極説、通説とされる)。このような解釈は、条文が、「生命、身体」等、法人が享有しえない権利について規定していることから、当然のことと思われてきたのである。

そのような中で、わずかながら、法人に対する脅迫罪の成立を積極的に解する方向での議論もあった(積極説)。すでに古く現行刑法典制定からそれほど時を経ずして、岡田朝太郎博士は、「法人モ亦名誉及ヒ財産ヲ有スルコトヲ得ルカ故ニ之ヲ害スヘキ脅迫ノ客体ト為ルコトヲ得⁽¹⁾」とし、法人が脅迫罪の客体足りうることを論じていた。戦後になると、たとえば、所一彦教授は、「法人ないし団体を脅迫しうるかについては…否定に解するとき、たとえば法人所有の財産に対し害を加うべき旨を告知する行為に本条を適用し得ないことになり、不都合を生じる。慎重に解すべきである⁽²⁾」と述べ、法人に対する脅迫罪の成立に積極的な見解をとった。また、野村稔教授は、「問題となるのは、法人やその他の団体であるが、これらのものが自己の意思決定機関を持ち、その意思決定にもとづいて活動する社会生活上の存在と認められるかぎりこれを排除する理由はないであろう⁽³⁾」と論じ、法人に対する脅迫罪の成立を正面から認めた。

従来、この問題を正面から扱った判例はなかったのであるが、大阪高裁昭和61年12月16日判決は、この問題について、消極に解する立場をとり、また、高松高裁平成8年1月25日判決においても、同様な判断が行われた⁽⁴⁾。その意味では、一見、通説の理解が判例によって確認され、この議論に終止符が打たれたようにも見受けられた。

(1) 岡田朝太郎『刑法各論』(1925年、明治大学出版部)299頁、同『刑法論』(1920年、中外印刷株式会社)205頁。

(2) 所一彦「脅迫罪」団藤重光責任編集『注釈刑法(5)各則(3)』(1965年、有斐閣)248頁。

(3) 野村稔「脅迫罪」西原春夫=藤木英雄=森下忠編『刑法学4《各論の重要問題I》』(1977年、有斐閣)107頁。

(4) これらの判例の詳細については後掲する。

しかし、近時、この問題について、保護法益論の観点から新たに検討を加える見解があらわれ、議論の深化が見られるようになってきた。たとえば、西田典之教授による積極説の主張⁽⁵⁾、それを支持する今井猛嘉教授の主張⁽⁶⁾がこれである。ここでは、従来の議論との相違点として、強要罪の成否との関係が特に意識されるようになってきていることがあげられる。すなわち、所教授や野村教授は、あくまで脅迫罪の成否についてのみ積極説を主張していたのであるが、西田教授や今井教授は、法人に対する強要罪の成否についても、脅迫罪と関連付けて、積極説を唱えている⁽⁷⁾。

また、このことは、山口厚教授の議論にもうかがうことができる。山口教授は、法人に対する脅迫罪の成立は消極に解するが⁽⁸⁾、強要罪の成立は積極に解する⁽⁹⁾という見解をとる。こうして、議論は、法人に対する脅迫罪の成否から、法人に対する脅迫・強要罪の成否に拡大されてきたのである。

強要罪の成立を意識した議論は、特に、他の脅迫を手段とする犯罪が、法人に対して成立するかどうかを検討する際にも有益な視点を提供する。たとえば、法人に対する恐喝罪の成否は、この問題を機能的に考察するに際して、避けられないものであり、脅迫罪の成否のみならず、強要罪を視野に入れてこの問題を検討することは、この点を意識させることから、重要である。

このような議論の現状をふまえ、本稿は、この問題に関する議論に若干の寄与を行うべく、様々な角度から検討を加えるものである。順序としては、まず前掲の判例を概観し、続いて、これらの判例についての評釈、近

(5) 西田典之『刑法各論』（第二版、2002年、弘文堂）70頁（なお、この見解は、同書のもととなった西田『刑法各論Ⅰ』（1996年、弘文堂）58、59頁以来の教授の主張である）。

(6) 今井猛嘉「刑法における法人の地位」『ジュリスト増刊・刑法の争点』（第三版、2000年、有斐閣）128頁。

(7) 西田・前掲注(5)『刑法各論』73頁、今井・前掲注(6)論文128頁。

(8) 山口厚『刑法各論』（2003年、有斐閣）74頁。

(9) 山口・前掲注(8)『刑法各論』78頁。

時の新たな展開を含めた学説の論理を検討した上で、これに考察を加えることとしたい。

二 判例の状況

法人に対する脅迫罪について正面から取り扱った判例は、高等裁判所の⁽¹⁰⁾ものであるが、2件存在する。

注意すべきなのは、ここでは、法人に対する脅迫罪のみが取り扱われているということである。本稿は、法人に対する強要罪の成否もその検討の俎上にのせるものであるが、それに該当する判例はいまのところ存在しない。

1 昭和61年大阪高裁判決

法人に対する脅迫罪の成否について、正面から扱った最初の判例は、大阪高判昭和61年12月16日高刑集39巻4号592頁である。

まず、原審の判断から見ていくことにしよう。原審の認定した事実は以下のようなものであった。すなわち、「被告人は、暴力団A組内B連合会舎弟であるが、大阪市交通局発注の…検車場建設工事を落札受注したX建設株式会社大阪支店他四社が、同工事の施工に伴う残土処理の下請工事をY産業株式会社の下請けさせる予定にしていたところ、右予定を覆えて株式会社Z組(代表者Z)に下請けなさせようとして、右X建設株式会社土木管理部長Wらを脅迫しようとして、B連合会々長C、暴力団A組舎弟D、Eと共謀のうえ、昭和59年3月5日ころ及び同月6日ころの二回にわたり、大阪市西区内X建設株式会社大阪支店の四階の応接室において、応待に出た右W及び同社総務部次長Oに対し、右Cにお

(10) 東京高判昭和50年7月1日刑裁月報7巻7・8号765頁については、「正面から」扱ったものとはいえないであろう。但し、この判例についても後に検討を加える。

いて、暴力団員であることを示す名刺を差し出したりしながら、こもごも『お前とこが圧力かけとるからわしらが来とるんじゃい。お前とこは天下のXか知らんけど、うちも天下のAや。』『なんで地元の業者を使わんねや。地元の業者使わへんかったら工事できん様になるぞ。妨害が出ても知らんぞ。』『泉州で仕事ができん様になるぞ。』『Y一本に仕事させるんやったら、仕事ができん様になるぞ。わしら黙ってへんぞ。毎日ここへ押しかけて来てやる。』『極道の話のわかる奴はおらんのか。』『いったいわしらをどない思とるんや。』『XはA組に弓を引いた。相手にとって不足はない。いつでも受けて立ってやるからそのつもりでおれ。』などと語気鋭く言い、もつて暴力団A組の団体の威力を示し、かつ、数人共同して右Wらの生命、身体及び同社の営業等に如何なる危害を加えるかも知れない旨氣勢を示して脅迫した」というのである。そして、原審は、罰条として、暴力行為等処罰に関する法律1条（刑法222条1項）、罰金等臨時措置法3条1項2号、刑法60条を掲げ、被告人らの行為は、包括して暴力行為等処罰に関する法律1条の集団的脅迫罪にあたるとした。

この認定事実に対し、控訴審の大阪高裁は、原審が、X建設株式会社土木管理部長Wと同社総務部次長Oに対する脅迫と合わせて、同社の営業等に対する加害を認定し、X建設会社に対する脅迫も認めている点を問題視する。

すなわち、「原判決がその罪となるべき事実の判示において、本件脅迫行為の加害の対象として、X建設株式会社大阪支店の土木管理部長W及び同総務部次長O（以下、Wらという場合は、この両名を指す。）個人の生命、身体と並んで、『同社の営業等』すなわちX建設株式会社の営業等をも挙げているのは、それがWら個人の生命、身体と並記されていることや、被告人らの脅迫言辞として列挙される中に、明らかに『同社の営業等』に向けられたものと理解されるものが含まれているばかりでなく、その文言を表現どおりに解する限りそれが脅迫言辞中の大半を占めていることからすれば、単なる事情としてではなく、本件脅迫罪を構成する事実の

一部としてであることが明白であるが、それも本件をもっぱら W ら個人に対する脅迫罪として、換言すれば、害悪の告知を受けた相手方は W ら個人のみであり、ただその告知された害悪の内容に W ら自身の生命、身体に対する加害のほか『同社の営業等』に対する加害が含まれるものとして構成しているのではなく、本件を W ら個人に対する脅迫行為と右会社に対する脅迫行為との両者、すなわち W らに対し同人らの生命、身体に対する加害を告知した点と右会社に対し W らを通じて『同社の営業等』に対する加害を告知した点の両者を含むものとして構成しているものと解される」としたうえで、以下のように一般論を述べて、法人に対する脅迫罪の成立を否定する。

すなわち、「刑法二二二条の脅迫罪は、刑法体系上、生命、身体に対する殺人の罪、傷害の罪に引き続き、人身の自由に対する罪として、逮捕・監禁の罪及び略取・誘拐の罪と並んでそれら両者の間に置かれ、人の意思活動の平穏ないし意思決定の自由をその保護法益とするものであることにかんがみ、さらに同条各項の文言自体をも参照すると、同条一項の脅迫罪は、自然人に対しその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを告知する場合に限って、その成立が認められ、法人に対しその法益に危害を加えることを告知しても、それによって法人に対するものとしての同罪が成立するものではなく、ただ、それら法人の法益に対する加害の告知が、ひいてその代表者、代理人等として現にその告知を受けた自然人自身の生命、身体、自由、名誉又は財産に対する加害の告知に当たると評価され得る場合にのみ、その自然人に対する同罪の成立が肯定されるものと解される。そして、この解釈は、同条一項を構成要件の内容として引用している暴力行為等処罰に関する法律一条の集団的脅迫罪についても、そのまま当てはまるといわなければならない」というのである。

そして、「原判決が、上記のごとく、加害の対象として『同社の営業等』を掲げ、W ら個人に対する脅迫行為と上記 X 建設株式会社に対する脅迫行為とを並記し、右会社の営業等に対する加害の告知が、ひいて現にその

告知を受けた W から自身の法益に対する加害の告知に当たると評価され得ることを示すような事情を全く摘示していないことからすれば、原判決は、W らに対する脅迫罪を構成する事実と右会社自体に対する脅迫罪を構成するものとする事実とを認定、判示し、この両者に対し暴力行為等処罰に関する法律一条（刑法二二二条一項）を適用したものと解される。そうしてみると、原判決は、上記説示から明らかなように、罪とならない事実を犯罪事実として認定、判示して、これに刑罰法令を適用したことになり、それは法令の解釈、適用を誤ったもので、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかである」と述べ、原審へ差し戻した⁽¹¹⁾。

2 平成8年高松高裁判決

高松高判平成8年1月25日判例時報1572号148頁は、昭和61年大阪高裁判決と類似の事案について、大阪高裁の判断を踏襲している。

原審の認定した事実は、以下のようなものであった。「被告人は、政治結社甲野党総裁であり、B（原審共同被告人）は、政治結社乙山会会長であるが、四国電力株式会社が発電所ダムに流入した流木等の漂流物の処理

(11) なお、判決は以下、次のように述べている。「なお、かりに、原判決はもっぱら W から個人に対する脅迫罪を認定しているものであり、従って原判決が加害の対象として『同社の営業等』を挙げているのは、W から個人に対して告知された害悪の内容としてこれを摘示したものと解し得るとしても、刑法二二二条一項を構成要件の内容として引用する暴力行為等処罰に関する法律一条の集团的脅迫罪において、加害の対象となる法益は害悪の告知を受ける自然人自身の法益に限られ、第三者である法人の法益に対して危害を加えることを告知しても、それがひいてその自然人自身の法益に対する加害の告知に当たると評価され得る場合でない限り同罪の成立しないことは、上記説示によって明らかであるところ、原判決は、上記のように、『同社の営業等』に対する加害の告知（それは原判示脅迫言辞の大半を占めている。）が W から自身の法益に対する加害の告知に当たると評価され得ることを示すような事実を全く示していないのであるから、原判決が罪とならない事実を犯罪事実として認定、判示して、これに刑罰法令を適用しているのは前同様であって、原判決には法令の解釈、適用の誤りがあり、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるといわなければならない」。

を丙川建設株式会社に依頼し、右丙川建設株式会社の下請け業者である丁原運輸有限会社が同社管理の空き地に集積していた流木が燃える火災が発生したことを聞知するや、被告人、Bの両名は、共謀の上、平成六年八月三日午後四時二五分ころ、松山市《番地略》所在の四国電力株式会社松山支店において、同支店副支店長C(当時五一歳)に対し、Bが『政治結社乙山会会長B』と印刷された名刺を、被告人が『政治結社甲野党総裁A』と印刷された名刺を、それぞれ手渡した上、こもごも『今回の火災は、丙川が流木を処理しようとして起きたものだ。丙川のようなずさんな業者に流木の処理を請け負わせたのは四国電力の責任だ。今後どうするんぞ。四国電力としてどうするかははっきりせい。』『今回の火災は、ずさんな業者に請け負わせた四国電力の責任じゃ。四国電力がこのことできちんとした対応をせんかったら、伊方原発の反対運動を起こすぞ。今後、四国電力は、丙川建設と契約しないと約束しろ。』などと申し向けて前記の四国電力株式会社の営業活動等にいかなる妨害をも加えかねない氣勢を示して脅迫し、もって、団体の威力を示して脅迫した」というのである。この事実について、原審は、罰条として、平成7年法律第91号による改正前の刑法60条、暴力行為等処罰に関する法律1条(同刑法222条1項)を掲げ、被告人らの判示行為は、暴力行為等処罰に関する法律1条の団体示威脅迫罪にあたるとした。

これに対し、高松高裁は、法人に対する脅迫罪の成否一般について、以下のように述べて否定した。すなわち、「前記刑法二二二条の脅迫罪は、意思の自由を保護法益とするものであることからして、自然人を客体とする場合に限りて成立し、法人に対しその法益に危害を加えることを告知しても、それによって法人に対するものとしての同罪が成立するものではなく、ただ、法人の法益に対する加害の告知が、ひいてその代表者、代理人等として現にその告知を受けた自然人自身の生命、身体、自由、名誉または財産に対する加害の告知にあたりと評価され得る場合には、その自然人に対する同罪が成立するものと解され、このことは、同条を構成要件の内

容として引用している暴力行為等処罰に関する法律一条の団体示威脅迫罪においても異なる。〔大阪高裁昭和六一年一二月一六日判決・判例時報一二三二号一六〇頁以下参照〕。ここでは、前述の大阪高判の参照が指示されており、大阪高判と同様な論理がとられていることが分かる。

そして、「原判決は、前記のとおり、その罪となるべき事実の判示において、脅迫行為の加害の対象を『四国電力株式会社の営業活動等』とし、具体的な脅迫文言についても『伊方原発の反対運動を起こすぞ。』などともっぱら同社の営業等に向けられたと解されるものばかりを摘示し、害悪の告知を受けた相手方についても、個人ではなく同社の業務活動に関する役職者の表示と解される『四国電力株式会社松山支店副支店長C（当時五一歳）』としていること、そして、右の同社の営業活動等に対する加害の告知が、ひいて現にその告知を受けた右C自身の法益に対する加害の告知にあたりと評価され得ることを示すような事情は全く摘示していないことに照らすと、原判決は、もっぱら前記会社自体に対する団体示威脅迫の事実を認定、判示し、これに暴力行為等処罰に関する法律一条（同刑法二二二条一項）を適用したものと解するほかはない」と述べて、原判決のうち、「被告人に関する部分を破棄し、前記会社の営業等に対する加害の告知がひいて前記C自身の法益に対する加害の告知にあたりと評価され得るような事情が存するか否かについて、検察官に釈明を求めるなどして更に審理を尽くさせるため」、原審へ差し戻した。

3 昭和50年東京高裁判決（横浜駅爆破予告事件）

以上の二件は、法人に対する脅迫罪の成否を正面から扱ったものであるが、この問題を正面から論じていないものの、類似する判断を示したものとして、東京高判昭和50年7月1日刑裁月報7巻7・8号765頁があるので、これも見ておくことにしたい。この判例は、法人に対する脅迫罪の成否についてははっきりと述べたものではないが、その趣旨から、法人に対する脅迫を消極に解する立場を前提にしたものと理解されている。

原審の認定した事実は、「被告人は、昭和四九年一月一日午後一時一分ころ、神奈川県横浜市内のアパート自室において、その場に架設してあった電話機をもちい、同市内神奈川県警察本部警ら部通信指令課通信司令室にダイヤル『一一〇番』を回わして電話をかけ、応対に出てきた神奈川県巡査部長 Y に対し『横浜駅前爆破する、駅前爆破』と申し向け、情を知らない同人を介して、同日午後一時二〇分ころ、同市内日本国有鉄道横浜駅当務駅長 T に対し、その旨電話により通報せしめ、もって、同駅建物、備品、乗降客等に爆破によりどのような危害が加えられるかもしれない旨告知させて右駅長を脅迫した」というものであった。原審は、この事実を認定したのち、被告人を脅迫罪により有罪とした。

これに対し、東京高裁は、「原判決認定の『罪となるべき事実』は、その記載よりみて横浜駅当務駅長 T を脅迫行為の客体とする趣旨に解されるが、同人に告知された加害の内容については、横浜駅建物、備品、乗降客等に爆破によりどのような危害が加えられるかもしれない旨を告知したとしか認定しておらず、刑法二二二条一項の構成要件に定める右 T 個人の生命、身体、自由、名誉又は財産に対する加害の告知が合った趣旨なのか否か不明である」とし、原審に差し戻した。

4 分 析

(一) ここに掲げた前二者の判例の意義は、原審が法人に対する害悪の告知を理由に脅迫罪の成立を認めているところ、法人に対する脅迫罪の成立を明確に否定し、さらに、その論拠を明らかにしている点にある。その論拠は、昭和61年判決の述べるところに集約されているが、それは、刑法典における条文の位置と文言の自然な解釈という点に尽きる。

すなわち、①脅迫罪は、刑法体系上、生命、身体に対する殺人の罪、傷害の罪に引き続き、人身の自由に対する罪として、逮捕・監禁の罪及び略取・誘拐の罪と並んでそれら両者の間に置かれていること、②「人」の意思活動の平穏ないし意思決定の自由をその保護法益とするものであるこ

と、③脅迫罪は、自然人に対しその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを告知する場合に限って、その成立が認められ、法人に対しその法益に危害を加えることを告知しても、それによって法人に対するものとしての同罪が成立するものではないこと、ということである。

そして、法人に対する脅迫罪が成立しないとして、具体的にはどのような妥当な解決を図るかといえば、それは、機関を構成する個々人に対する脅迫を論じれば足りるとする。すなわち、法人の法益に対する加害の告知が、ひいてその代表者、代理人等として現にその告知を受けた自然人自身の生命、身体、自由、名誉または財産に対する加害の告知にあたりと評価され得る場合には、その自然人に対する同罪が成立する、ということである。

（二）また、最後に掲げた昭和50年東京高判は、法人に対する脅迫罪の成立を直接問題とするものではない。したがって、参考にとどめるべき判例であるが、ここでは、原審に対し、横浜当務駅長を脅迫罪の客体として事実を認定すべきことを求めている。これは、法人に対して脅迫罪が成立しないことを前提⁽¹²⁾としているものと考えられ、その限度で、判例が法人に対する脅迫罪の成立に対し否定的に解している例と考えられる。

（三）前二者の判例において、特徴的なのは、原審がいずれも法人に対する脅迫罪を肯定しているのに対し、控訴審がこれを否定している、ということである。そして、その論理は比較的単純であり、文言の解釈そのものである。これは、学説上、通説が、法人に対する脅迫罪を否定してきたことと一致している。

しかし、注目すべきなのは、学説上の通説が法人に対する脅迫罪について消極に解するにもかかわらず、検察官が、法人に対する脅迫罪を罪とな

(12) 今井・前掲注(6)「刑法における法人の地位」128頁参照。

るべき事実として訴因に記載し、これを立件しようとしていること、そして、それを受けて、原審が（東京地裁、松山地裁いずれもが）、訴因変更やその種の手続をせずに、法人に対する脅迫罪の成立を積極的に解している、ということである（横浜地裁も、基本的には法人に対する脅迫罪の成立を積極的に考えるからこそ、このような判断に至ったものであろう）。

そうなると、二つの高等裁判所判決が存在するとはいえ、最高裁判所の判決もなく、いまだこの問題については、実務上、完全決着がついたとは評せないものと考えてよいであろう。確かに、消極、積極の判例が真正面から対立しており、最高裁判所の判断にゆだねられるというような種類のものではない⁽¹³⁾、しかし、最高裁判所が、これらの事件の原審と同様の判断を行う可能性は皆無ではないと思われる。^{(14) (15)}

(13) そのような対立が先鋭だったものとして、たとえば、フォト・コピーの文書性の問題があった。その経緯については、たとえば、松澤「フォト・コピーの文書性」芝原邦爾＝西田典之＝山口厚編『刑法判例百選II』（第五版、2003年、有斐閣）172頁参照。

(14) 今井・前掲注(6)「刑法における法人の地位」129頁は、その可能性について、「(大阪高裁昭和61年判決の原審である)大阪地裁の判断は最高裁によっても是認され得たであろう」とする。

(15) 筆者は、法解釈学の任務を、現に妥当する法を記述する「ヴァリッド・ロー」を示すことにあると考える者であるが（ヴァリッド・ロー及び筆者の刑法解釈学方法論については、松澤『機能主義刑法学の理論』（2001年、信山社）を参照）、ここでのヴァリッド・ローは、極めて微妙である。すなわち、これら二つの高等裁判所の判決があるものの、最高裁まで争われ、別の判断が示されることがありうるからである。当然、「裁判所で妥当してきた法」を示せと言われれば、消極説が妥当してきたわけであるから、消極説であるとせざるをえない。しかし、ヴァリッド・ローは、「妥当してきた法」ではなく、「現に妥当する法」であり、そこには、「次の裁判で妥当するであろう法」も含まれる。すなわち、ヴァリッド・ローは、裁判官の思考まで踏み込んだ上でこれを示していくものであり、論理的には積極説もかなりの説得力をもっていることから、将来、最高裁判所で積極説がとられる可能性を否定することはできず、むしろ、積極説をもってヴァリッド・ローとする道も有力に考えられる（これは、「ヴァリッド・ローの開かれた構造」というべきものである。この点で、私見は、判例を整理して示し、それを自己の解釈論とする単なる判例法実証主義とは異なる）。ちなみに、筆者は、少なくとも個人の判断として（法

さらに、これらの判決で問題となった事案は、機関を構成する個人に対する脅迫罪を肯定することでも、事案の妥当な解決を図ることができるものであった。そのことも、裁判官に、従来の通説に乗って判断しておけば問題ないと考えさせる要因であったと考えられる。しかし、このような解決が不可能な場合もあるのではないか。これは、後に検討を加える。

三 学説の状況

1 消極説（通説）

消極説は通説であるが、これをとる最も古い文献として、『改正刑法積義』がある。これによると、「法人ノ財産ニ對シ危害ヲ加エント脅迫シタトキハ第二百二十二條ニ該當スルヤ（改行）脅迫ハ自然人ニ對スルモノニアラサレハ成立セス法人ノ場合ニ於イテハ實際ノ事例ハ多クハ代表者即法人ノ機關タル人ニ對スル脅迫ト為ルヘシ」とされる⁽¹⁶⁾。この論理は、脅迫の客体は自然人以外にありえないから、法人に対する脅迫は成立しないとするシンプルなもので、現在の判例の論理と同じとってよいであろう。

戦後の学説では、たとえば、「（脅迫罪は）他人の意思決定の自由が保護法益であり、被害者は自然人であることが予定され、法人は含まない⁽¹⁷⁾」、「（脅迫罪の客体は）人である。本罪が、自由に対する罪である以上、自由を享受する主体としての自然人にかぎるべきである⁽¹⁸⁾」、「（脅迫罪の）列举の対象に財産が規定されていることを理由に、法人・団体を含むとする見解もみられる。だが、財産以外の列举事由に法人を含ませる実益はなく、自由意思の保護とする観点からみても疑義がある⁽¹⁹⁾」等の見解がある⁽²⁰⁾。これ

政策的提言として）、積極説が妥当であると考えている。詳細は後述する。

(16) 田中正身『刑法改正積義・下巻』（復刻版、1994年、信山社）1111頁。

(17) 青柳文雄『刑法通論II各論』（1963年、泉文堂）386頁。

(18) 大塚仁『注解刑法』（増補第二版、1977年、青林書院新社）977頁。

(19) 香川達夫『刑法講義〔各論〕』（第三版、1996年、成文堂）420頁注（4）。

(20) その他に、分担執筆の担当者が不明であるが、下村康正『条解刑法III』（1981

らの見解の根拠は、結局、法人について、自由は観念できないという理由につきていると思われる。

最近でも、消極説の論理を詳細に展開するものとして、森本益之教授の見解がある。森本教授は、以下のように論じる。「私見は、通説と同様に、脅迫罪の客体を自然人に限定する立場を支持したいと思う。その理由は、やはり刑法解釈論における体系的地位を重視すべきであると考えからである。…脅迫罪は、人の生命・身体に対する殺人・傷害等の罪に引き続き、いわゆる人身の自由に対する罪として逮捕・監禁罪や略取・誘拐罪と並んで規定されているものであることは明らかである。それゆえ、脅迫罪の客体として予定されているのは『自由』の主体たる自然人であると解するのが刑法解釈論上自然の成り行きであり、かつまた妥当な結論というべきであろう。換言すれば、法人等の営業活動の保護といういわば政策的な理由を優先させ、刑法体系上の整合性を崩して脅迫罪の適用範囲を拡大することは解釈論上正しい態度とは思われ⁽²¹⁾ないのである」とする。

この見解も、条文の形式的解釈を最大の論拠とする。結論としては、その理論構成につき、立法当時からあまり大きな進展はないように思われる。

なお、最近、前掲の昭和61年大阪高判、平成8年高松高判があらわれたため、これらの判決の評釈として、この問題が論じられた。そこでは、検察官を中心とする実務家による積極説の主張も見られたが（これは次節で詳しく紹介する）、学者は否定説をとる者が多い。ただし、その根拠とされているものは、従来⁽²¹⁾の学説とやや異なる。そこでは、法人が恐怖を感じることはないという点が重視される傾向がある。

たとえば、大谷實教授は、「法人に対する脅迫罪は成立しないと解すべきである。脅迫罪の本質は、恐怖心を起こさせ、人を不安に陥れて私生活

年、三省堂）も脅迫罪の客体を自然人に限定する。

(21) 森本益之「法人に対する脅迫罪の成否」（大阪高判昭和61年12月16日の評釈）判例時報1250号（1987年）220頁（判例評論346号74頁）。

の平穩を害する点にあるからである⁽²²⁾』という。また、大塚裕史教授は、「脅迫罪が（強要罪と同様の意味で）意思決定の自由を直接侵害する犯罪ではなく、害悪の告知により法益が侵害されるのではないかという恐怖心を生ぜしめ、そのことによって意思決定の自由に対する危険を惹起することをその本質とする以上、本罪の客体を意思の自由を享受する主体としての自然人に限られると解し、法人の営業活動は基本的に業務妨害罪や信用毀損罪で保護すべきとする判例・通説の見解になお合理性があるといえよう⁽²³⁾』とする。

これらの見解は、それぞれの後半部分（私生活の平穩、意思決定の自由に対する危険の惹起）に着目して読むこともできるが、実は、「恐怖心」が本質的なものとしてとらえられているように思われる。

また、前田教授は、恐怖心について、「脅迫罪の成立には現実には『恐怖心』が生じたことは必要ない。…その意味では、『恐怖心』を生じえない法人に対しても、脅迫罪が成立しうるようにも考えられる。しかし、やはり『個人の生命・身体・自由・名誉または財産が害されるおそれ』が問題である以上、…法人に対しての脅迫罪の成立は原則として考えられないといえよう⁽²⁴⁾』とし、恐怖心は法人に対する脅迫罪の成立と無関係と解しつつ、結局、脅迫罪の成立は否定していることに注意しておこう。

なお、最近、法人に対する強要罪の成否との関連でも、「恐怖心」を問題とする見解があらわれている。すなわち、山中敬一教授は、「強要罪は、脅迫・暴行を手段として、被害者の恐怖心（安全感の危殆化）を介して、作為・不作為が強要される点に本質があるというべきであるから、安全感を脅かされない法人は、強要罪の被害者とならないといえよう⁽²⁵⁾』

(22) 大谷實「法人に対する脅迫罪の成否」（大阪高判昭和61年12月16日の評釈）法学セミナー393号（1987年）135頁。

(23) 大塚裕史「法人に対する脅迫」（大阪高判昭和61年12月16日の評釈）香川達夫＝川端博編『新判例マニュアル刑法II各論』（1998年、三省堂）55頁。

(24) 前田雅英『最新刑法判例250』（初版、1996年、弘文堂）135頁。

(25) 山中敬一『刑法各論I』（2004年、成文堂）118頁。

とする。この見解は、脅迫罪における議論の延長線上にとらえることができよう。

2 積極説

積極説は、現時点では少数説である。しかし、その立論には、説得力のあるものが多い。以下、公表された年代に従って順次これを紹介・検討していく。

(一) 岡田(朝)博士の見解

戦前、現行刑法典が制定されてからしばらくした後、岡田朝太郎博士は、脅迫罪の客体には法人が含まれるとしている。すなわち、「法人モ亦名誉及ヒ財産ヲ有スルコトヲ得ルカ故ニ之ヲ害スヘキ脅迫ノ客体ト爲ルコトヲ得⁽²⁶⁾」というのである。

当時、このような見解はかなり特殊なものであったと想像できる。すでに見たように、立案作業における審議の過程では、法人に対する脅迫罪は、少なくとも肯定的に考えられていなかったと思われるし、立案当局の意を汲んで刑法典に逐条解説を付した前掲『刑法改正釈義』でもその成立は否定されている。そもそも、積極説をとる以前に、当時、これらの文献以外、この問題を論点としてとりあげたものさえみあたらないありさまである⁽²⁷⁾。

しかし、現在の社会情勢にあっては、法人の役割は、当時に比して劇的に重要なものとなった。これに対する脅迫も、問題として想定することが容易である。しかし、当時の社会においては、法人による犯罪、法人に対

(26) 岡田朝太郎『刑法各論』(1925年、明治大学出版部) 299頁、同『刑法論』(1920年、中外印刷株式会社) 205頁。

(27) なお、高窪喜八郎=草野豹一郎『改正刑法各論学説判例総覧・下巻』(1951年、中央大学出版部)によれば、岡田庄作博士が否定説を述べているということであるが、原典の書籍(岡田(庄)『刑法原論』第20版)を参照することができなかった。

する犯罪の成否それ自体があまり考慮されてこなかったと思われる。そのような状況にもかかわらず、岡田博士がこの問題を積極的に解していたことは、注目に値する。

この岡田博士の見解の特徴は、消極説が論拠とする「文理」は必ずしも正しいわけではないことを示している。すなわち、たしかに、222条における「生命、身体」を含めたすべての列挙法益について享有主体となるものは、自然人しかいない。しかし、考えてみれば、すべての享有主体とならなければ222条の客体たりえないわけでもない。享有主体となりうる限度で、それへの侵害も考えられる。「文理」は、消極説の有力な論拠であるが、すでにここでそれが決定的な論拠となりえないことが示されているのである。

（二）所教授の見解

戦後に至り、法人に対する脅迫罪について、積極説の立場をあらためて表明したのは、所一彦教授である。所教授は、「法人ないし団体を脅迫しうるかについては判例も見あたらず学説も論じていないが、否定に解するとき、たとえば法人所有の財産に対し害を加うべき旨を告知する行為に本条を適用し得ないことになり、不都合を生じる。慎重に解すべきである⁽²⁸⁾」として、積極説を示した⁽²⁹⁾。

ここでの論拠は、法人に対する脅迫を認めないと、処罰に間隙が生ずるということである。これに対しては、たとえば、「法人の財産に害を加え

(28) 所・前掲注(2)「脅迫罪」同頁。

(29) なお、この後、飯田忠雄博士が、所教授の見解をそのままの形で支持している。すなわち、飯田博士は、「(脅迫罪の) 行為の客体は自然人に限るか、法人も含まれるか。この点については判例、学説ともに論じたものがみあたらない。しかし、法人ないし団体所有の財産に対し加害すべき旨の告知を法人ないし団体にした場合に、これらに対する脅迫を認められないとする根拠は薄弱である」とする（飯田忠雄『刑法要説（各論）』（1972年、有信堂）42頁）。これは、同書の公刊時期から見て、『注釈刑法』における所教授の記述をそのまま抜き出したものと見ることができる。

ることを通告することによって間接的にそれを構成する個人の財産に害を加えることになる場合は、脅迫罪の成立を認めてよいと解されるから…具体的にとくに不都合な結果とはならないと思われる⁽³⁰⁾」という反論がある。

この論理は、高松高判がとる指摘するところでもある。「法人の法益に対する加害の告知が、ひいてその代表者、代理人等として現にその告知を受けた自然人自身の生命、身体、自由、名誉または財産に対する加害の告知にあると評価され得る場合には、その自然人に対する同罪が成立する」というのは、その趣旨である。しかし、これには「異論の生ずる余地もあると思われ⁽³¹⁾」るとの評価もある。

(三) 野村教授の見解

所教授に続いて、法人に対する脅迫罪について、積極説をとったのは野村教授である。野村教授は、「問題となるのは、法人やその他の団体であるが、これらのものが自己の意思決定機関を持ち、その意思決定にもとづいて活動する社会生活上の存在と認められるかぎりこれを排除する理由はないであろう⁽³²⁾」とし、積極説の立場を明確に支持した（所教授が暗示したのとは異なる強いニュアンスがある）。

この見解が所教授の見解と異なるのは、その論拠である。野村教授は、法人と自然人の意思決定、社会的实在性について相違がないということを論拠とし、通説の論拠である、脅迫罪の規定が自然人を前提としているという理解が一面的であることを喝破している⁽³³⁾。

(30) 大塚仁＝河上和雄＝佐藤文哉＝古田佑紀編『大コンメンタール刑法第11巻』（第2版、2002年、青林書院）305頁（伊藤納）。同旨の見解として、青柳・前掲注(17)『刑法通論II各論』（1963年、泉文堂）387頁は、「法人に害を加えることを通告することによって間接にそれを構成する個人の財産に害を加えることになる場合は本罪（脅迫罪・筆者注）になる」とする。

(31) 坪井宜幸「実務刑事判例評釈 [30]」警察公論52巻1号（1997年）131頁。その趣旨は、後掲（七）坪井検事の見解参照。

(32) 野村・前掲注(3)「脅迫罪」同頁。

(33) なお、所教授の見解が、実践的な処罰範囲と関連していることに比して、野村

なお、注意すべきなのは、野村教授の見解が、脅迫罪を意思決定の自由に対する危険犯としてとらえることを前提として主張されていることである。⁽³⁴⁾ すなわち、脅迫罪が意思決定の自由に対して危険を生じさせたことにより処罰されると解するのであれば、意思決定機関を有する法人についても処罰は可能となるのである。しかし、脅迫罪の保護法益については、法的安全感とする見解もある。その見解によれば、法的安全感は法人には認められないから、これを保護法益とする限り、法人に対する脅迫罪は観念できないとされる。⁽³⁵⁾ もし、このような対応関係があるとすると、法人に対する脅迫罪の成否と脅迫罪の保護法益をどう考えるかという議論は、完全にリンクすることになるが、これがそのような関係にあるかは一問の⁽³⁶⁾問題である。

（四）河村検事の見解

河村博検事は、経営刑事法に関する解説論文において、この問題を論じている。すなわち、「法人にも法的な意味においては、保護に値するその意思、行動が考えられ、財産や社会的名誉を有するのであり、同様に意思決定の自由を保護法益とする強要罪については、その一種である人質強要

教授の見解は、すぐれて理論的な検討から導かれている。この点で、両教授よりご指導を賜った筆者としては、二人の刑法解釈学の方法論的相違が浮かび上がっている点、興味深い。

- (34) 野村教授は、脅迫罪の保護法益について、脅迫罪は、「自立的な人間の基礎である意思の自由を、生命・身体に次いで重要なものとして保護したものと解するのが、刑法典における脅迫罪の位置とその法定刑にふさわしいものといえよう」とする。野村・前掲注(3)「脅迫罪」105頁。
- (35) たとえば、山中教授が「人の平穩・安全感が保護法益であるとすれば、法人には脅迫罪は成立しない。意思決定の自由に対する犯罪と解すれば、法人も機関を通じて意思決定をなしうるから、脅迫罪はありうるといえるであろう」（山中・前掲注(25)『刑法各論Ⅰ』112頁）とするのもその趣旨と思われる。
- (36) 後に見るように、今井教授はそのような対応関係を認めない（今井・前掲注(6)「刑法における法人の地位」128頁）。筆者も、認めない立場を妥当と考えている。詳細は後述。

行為等処罰法一条ないし三条の罪に関し、法人も要求の対象となり得ると解されていることからみて、法人を被害者とする脅迫の成立を認める考え方もまったく理由がないわけではないように思われる⁽³⁷⁾」というのである。

この河村検事の見解は、二つの論拠に分けられる。論拠の前半、「法人にも法的な意味においては、保護に値するその意思、行動が考えられ、財産や社会的名誉を有する」という部分は、野村教授の見解と同一のものであり、法人の実体を意識したものと考えられよう。

問題は後半であるが、ここでは、人質強要行為等処罰法が引用されている。人質強要行為等処罰法は、正確には、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」(昭和53年法律48号)といい、1977年のいわゆるダツカ事件を契機として1978年に制定・施行された法律で、1987年には改正がなされ⁽³⁸⁾ている。この法律は、人質強要罪を規定しているが、その第一条は、「二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は五年以上の懲役に処する」というものである。河村検事の論文は、この改正直前に公刊されたものであるが、本条は当時から存在し、「第三者」には「法人」も含まれ、その要求の対象と解されるのが一般であつた⁽³⁹⁾。人質強要罪においては、法人も被害者となりうるのだとすれば、一般の強要罪においても、法人に対する強要罪を肯定することはできる、というわけである。そして、さらに、1987年に、第三者の具体的内容について、「第三者(国、政府間国際機関、自然人もしくは

(37) 河村博「法人等に対する脅迫といやがらせ」商事法務1122号(1987年)33頁。

(38) この法律について、詳細は、団藤重光『刑法綱要各論』(第三版、1990年、創文社)467頁。

(39) 改正以前の法律についての解説である池田耕平「人質による強要行為等の処罰に関する法律について(下)」法曹時報30巻7号(1978年)41頁は、「本罪の客体である『第三者』とは、犯人及び人質にされている者以外の者すべてを指す。それが自然人であると、会社、財団、労働組合、地方公共団体等の法人であると、法人格のない団体、たとえば、各種団体、政党、その他権利能力なき社団等であることを問わない」とする。

は法人または人の集団」と規定する「人質をとる行為に関する国際条約」（昭和62年条約4号）が批准されたため、法人が要求の対象とされることが明確となった⁽⁴⁰⁾。これにより、河村検事の主張は、よりはっきりとした根拠を獲得したといえよう。

河村検事の論拠は、一言で言えば、人質等処罰法に当たる事案については、法人に対する強要罪が成立するのだから、法人に対する脅迫罪も成立しうる、というものであった。ここに、すでに法人に対する強要罪の成否という問題が浮かび上がる契機があらわれている。これは、後に西田教授の見解が登場することにより、ひとつの問題として意識されるようになる。

（五）『実務刑法』の見解

続いて積極説の立場を表明したのは、実務家四名の共著による『実務刑法』⁽⁴¹⁾であった。本書は、次のように述べる。すなわち、「法人等の組織が本罪の客体になるかどうかについては、組織の業務に対して害悪を告知することは人に対する害悪の告知とはいえないとし、本罪の客体を自然人に限定する判例があるが、組織体としての意思決定の自由がある以上、その自由を侵害する行為も存在し、かつ、現在の社会において多数の人間がある組織に属し、組織としての活動に従事、依存している状況にあることを考慮すると、組織の活動に対する害悪の告知が脅迫に当たらないとする

(40) この改正された法律について、多谷千香子＝的場純男＝横畠裕介＝河村博「刑法の一部を改正する法律について」法曹時報39巻12号（1987年）49頁は、同法1条1項について、「『第三者』とは、旧法第一条一項及び第二条にいうそれと同義であり、犯人及び人質とされる者以外のすべての者が含まれる。それが自然人であると法人であるとを問わない」とする。

(41) 但木敬一＝坪内利彦＝馬場義宣＝古田佑紀『実務刑法』（三訂版、2002年、立花書房）。本書は、分担が不明瞭であるため、本文中では、著者名でなく、『実務刑法』の見解、という表記で引用することにする。なお、本書の初版は1990年に公刊されており、本稿で引用する部分は、当時から同じ記述になっている（『実務刑法』（初版）307、308頁参照）。

ことには極めて疑問である。単に畏怖の感情を持たせることを意図する脅迫罪のみを考えれば理解できないわけではないにしても、強要罪や恐喝罪のように一定の行為を要求する場合との対比で考えると、社会通念に反する。特に恐喝罪の手段としての脅迫は所属組織に対する害悪の告知を含むとされていることとの実質的均衡を欠く結果になるおそれがある⁽⁴²⁾と。

この見解は、前半に述べられている、法人に意思決定の自由があること、社会における組織活動の実態の考慮という点では、すでに見てきた諸見解とそれほど変わりはない。重要なのは、後半である。すなわち、強要罪及び恐喝罪との対比が論じられている箇所である。強要罪については、通説は、法人を客体に含めることを否定する。この点で、特に恐喝罪について論じていることには理由がある。判例は、法人に対して恐喝罪が成立することを肯定しているからである⁽⁴³⁾。法人に対する脅迫罪は成立しないが、法人に対する恐喝罪が成立するのは「実質的均衡を欠く結果になるおそれがある」、というのは、確かに注意を要すべき問題である。この視点は、後の坪内検事の見解も指摘するところである。

(六) 西田教授の見解⁽⁴⁴⁾

西田教授の見解は、この問題について、初めて法人に対する脅迫と法人に対する強要を関連付けて論じたものとして、画期的なものである。ま

(42) 但木=坪内=馬場=古田・前掲注(41)『実務刑法』326、327頁。

(43) 大判大正6年4月12日刑録23輯339頁。

(44) 最近、板倉宏教授も、西田教授の見解に賛意を表している。板倉宏『刑法各論』(2004年、勁草書房)62頁は、「法人や法人でない団体といった組織体(Organization)も組織の機関によって、組織体としての意思決定をし、組織体として活動しているのであるから、法人などの組織体に対しても本罪(筆者注・脅迫罪)も成立すると解すべきである」とし、同書63頁は、「本罪(筆者注・強要罪)の客体である『人』には、脅迫罪におけると同様、法人や法人格のない社団、財団など法人でない団体などの組織体を含むと解される。このような組織体は、組織体として意思決定を行い、行動(組織体活動)をしているからである。これら組織体も強要罪の被害者たりうるのである」とする。

ず、西田教授は、保護法益の観点から、法人に対する脅迫罪の成立を肯定する。すなわち、「たしかに、本罪の保護法益を私生活の平穩、安全感とするのであれば、被害者は自然人に限るのが素直であろう。しかし、意思決定の自由に対する危険犯とするのであれば、法人も機関を媒介として意思決定をなしうるといい。また、両罰規定の解釈として、法人の犯罪能力を肯定し、法人の機関の過失が法人の過失たりうることを認めるのであれば、脅迫罪に関しても同様の理論構成により法人に対する脅迫を肯定する余地はあるように思われる⁽⁴⁵⁾」と。

そして、法人に対する強要罪の成否についてもこれを肯定し、以下のよう⁽⁴⁶⁾に述べる。すなわち、「脅迫罪と異なり、強要罪の保護法益は明らかに意思決定の自由である。法人も、その社会的実態において財産権や社会的名誉の主体たりうるとは認められている。…このように、法人にも、その機関や代表者を介して、法人の意思決定およびそれに基づく法人の行動が観念しうる以上、強要罪の被害者たりうると解することが可能であると思われる⁽⁴⁶⁾」と。

西田教授の見解の要点は二点あるといえる。第一は、脅迫罪の保護法益は法的安全感にあるのではなく、意思決定の自由であり、その法的性質は、意思決定の自由に対する危険犯であること、また、強要罪の法的性質は、意思決定の自由、意思活動の自由を侵害する実害犯である、という理解を前提として理論が組み上げられている、ということである。そして、このような理解は、さらに、「脅迫は何らかの目的があるのが通常であろう。この目的部分が明白な場合は、強要、強姦、強盗、恐喝等が成立することになる。しかし、現実には、暗黙のうちに何かを要求しているが、明示されない場合も多い。脅迫罪は、このような現実に鑑み、要求行為の手段の点のみを独立して犯罪類型化し、併せて、立証の軽減を図る趣旨をも

(45) 西田・前掲注(5)『刑法各論』70頁。本節で紹介する見解は、もともと、1996年に公表されていることは既述。

(46) 西田・前掲注(5)『刑法各論』73頁。

有するものと解するべきであろう⁽⁴⁷⁾」という現状認識を前提としている。第二は、法人の犯罪能力の存在、法人自体の過失の存在から、犯罪被害者としての法人を、これと同じ理論構成を用いて導き出しているということである。

(七) 坪井検事の見解

坪井宣幸検事は、前掲高松高裁判決を評釈しつつ、積極説の論理を展開している。坪井検事は、高松高判に代表される消極説の論理を以下のように批判する。すなわち、「法人は、脅迫罪が掲げている『名誉』『財産』の主体となりうるものであり、法人にも組織体としての意思決定の自由があること、法人の『名誉』『財産』に害を加える旨を告知する行為は、法人の意思決定の自由を侵害する危険のある行為であるといえることからすれば、本判決（高松高判・筆者注）のように保護法益を『意思の自由』とし、あるいは大阪高裁判決のように、脅迫罪の規定されている刑法体系上の位置や、その保護法益・各本条の文言から消極説を根拠づけるだけでは説得力に欠けるように思われる⁽⁴⁸⁾」と。そして、大阪高判や高松高判が述べている「法人に対する加害の告知が、間接的に個人の法益に対する加害となる場合に脅迫罪が成立する⁽⁴⁹⁾」との理解については、「異論の余地もあると思われ、法人に対する加害の告知が、間接的に個人の法益に対する加害となる場合に脅迫罪が成立するとすることによって、具体的な不都合が生じない⁽⁵⁰⁾とするにはなお疑問が残る」とし、これを否定的にとらえる（但し、その具体的な例は必ずしも明らかではない）。そして、前掲『実務刑法』が、法人に対する恐喝罪の成否との比較から問題を論じている点を参照しつつ、「企業を始め法人が行った義務なき行為が財産的処分行為である場

(47) 西田・前掲注(5)『刑法各論』68頁。

(48) 坪井・前掲注(31)「実務刑事判例評釈」130頁。

(49) 坪井・前掲注(31)「実務刑事判例評釈」131頁。

(50) 坪井・前掲注(31)「実務刑事判例評釈」同頁。

合とそれ以外の行為である場合の均衡や、法人から金員を喝取するため、当該法人の財産等に危害を加える旨を告知したものの、その目的を遂げなかった場合において、金員喝取の犯意の立証が困難である場合に生ずる不都合などを考慮し、名誉毀損罪、侮辱罪、信用及び業務妨害罪、威力業務妨害罪との関係をも考慮に入れた上、より実質的な見地から検討・判断すべきものと思われる⁽⁵¹⁾とし、広く他罪との関係を考慮することを指摘する。

この見解は、幅広い視野から議論を概観しているものとして、参考になる。特に、消極説の論理が形式論理に拘泥していること、また、法人に対して、他罪が成立する場合に、脅迫罪の成立が否定されると法人に対して成立する罪の間のバランスが崩れるため、そのことを意識して法人に対する脅迫罪を論じるべきことを求めていることの二点は重要である。後者については、すでに『実務刑法』が指摘していたが、さらに多くの罪を視野に入れる必要があることは、この見解で明らかになっている。

（八）今井教授の見解

今井猛嘉教授は、西田教授の見解（及び野村教授の見解）を引用し、「これは、法人が現実に如何に機能しているかに着目し、端的に法人の被害者性を肯定する考えであり、条文の文言と適合する限り望ましい解釈である⁽⁵²⁾」とし、積極説への支持を表明する。そして、従来消極説の主要な論拠である222条の文言解釈について、「生命」、「身体」、「自由」、「名誉」、「財産」の各法益の相違に注意しつつ、個別的に考察してゆく。

すなわち、「従来は、脅迫罪・強要罪に共通する加害対象である『生命』『身体』『自由』『名誉』『財産』は自然人に固有の利益であり、したがって被害者も自然人に限ると解されてきた。確かに法人の『生命』『身体』に

(51) 坪井・前掲注(31)「実務刑事判例評釈」131頁。なお、罪名の後にカッコ書きで条文を引いてある箇所を省略してある。

(52) 今井・前掲注(6)「刑法における法人の地位」128頁。

対する加害の告知は考えにくい。しかし法人の『名誉』への加害の告知を脅迫罪で処罰することも実態に即した解釈だと言えよう。また法人は、そもそも財産権の帰属主体を自然人以外に創設するための概念であるから、法人の『財産』に対する加害の告知は、直截に、法人への脅迫と解すべきであろう⁽⁵³⁾とし、「名誉」と「財産」については、法人が客体となることには問題がないことを論じる。そのうえで、問題は、「自由」であるとする。

しかし、ここでも、今井教授は、法人に対する脅迫罪は肯定できるとする。「『生命』『身体』と同様、法人に身体活動の『自由』はあり得ないが、両罰規定の解釈においては、法人の機関の行為を行為者の行為ととらえるのが一般的である。…この解釈を前提にする限り、有力説の主張するように、機関の意思決定に際して法人自体の意思決定、それに基づく行動の『自由』を観念できるであろう。こうして、法人の実在性を重視するならば、法人自体に対する脅迫罪・強要罪の成立を（少なくともその名誉・財産・自由との関係では）肯定することが可能かつ妥当であると思われる⁽⁵⁴⁾」と。

そして、補足的であるが、重要なものとして、保護法益についても論じている。今井教授は、「脅迫罪の保護法益を私生活の平穏と解される結果、結論として同罪の成立を否定される」大谷教授の見解を引用し、これに対して、「しかし法人の実在性を否定しない限り、法人としての社会生活の平穏さ（法人活動の平穏さ等）も観念できるであろう⁽⁵⁵⁾」と批判している。

今井教授の積極説の要点は二点あると思われる。第一は、法人の実在性からみて、積極説を採るべきであるということである。これは、両罰規定の理論構成からも論拠付けられている。第二は、脅迫罪の保護法益として、私生活の平穏と解しても、やはり、積極説を導くことができる、とい

(53) 今井・前掲注(6)「刑法における法人の地位」128頁。

(54) 今井・前掲注(6)「刑法における法人の地位」129頁。

(55) 今井・前掲注(6)「刑法における法人の地位」129頁。

うことである。

第一の点は、すでに野村教授や西田教授によって述べられていたことをさらに理論的に強化したものと見えるが、第二の点は極めて注目に値する。積極説は、保護法益論において、脅迫罪を自由な意思決定に対する危険犯ととらえ、法人には意思決定があるから、脅迫罪も成立するという論理をとることが多い。しかし、今井教授の立論が認められるとすると、法的安全性感を保護法益と解しても、法人に対する脅迫罪の成立を積極に解する余地があることになる。逆に言えば、法的安全性感を理由として法人に対する脅迫罪の成立を否定する見解に対し、その前提はすでに崩れていることを指摘していることになる。この点は、特に詳細な検討を要する。

3 脅迫強要区別説（山口教授の見解）

山口教授は、近時、法人に対する脅迫・強要罪について、脅迫罪と強要罪を分けて論じている。まず、山口教授は、保護法益論の観点から、法人に対する脅迫罪の成立を否定する。「法人についても機関による意思決定を肯定しうるから、意思決定・意思活動の自由の危殆化という見地からは、脅迫罪の成立を肯定する余地が生じるが、安全感の侵害・危殆化を脅迫罪固有の法益侵害と解する立場からは、法人にはそうしたものが認められないため、否定説が支持されることになる⁽⁵⁶⁾」と。

しかし、強要罪については、法人に対する強要罪の成立を肯定する。すなわち、「強要罪においてはこれを肯定することが不可能ではないと解される。なぜなら、法人においても機関を介した、法人の意思決定・意思活動（行動）を認めることができるからであり、強要罪はその自由の侵害を成立要件とするにすぎないからである（この点において、脅迫罪が安全感の侵害・危殆化を成立要件としているのとは異なる⁽⁵⁷⁾）」というのである。

山口教授の見解は、脅迫罪については安全感の侵害・危殆化、強要罪に

(56) 山口・前掲注(8)『刑法各論』74頁。

(57) 山口・前掲注(8)『刑法各論』78頁。

については意思決定の侵害・危殆化と解する保護法益論を前提とする。従来の理解では、このような理解は当然、論理的に思われるが、前述した今井教授の新たな分析もあり、はたしてこのようなダイレクトな関係が認められるか、さらに検討を要するといわねばならない。